

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
<p>第1の1 指定居宅サービスの事業の一般原則</p>	<p>□ 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 ◆平11厚令37第3条第1項</p> <p>□ 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。◆平11厚令37第3条第2項</p> <p>□ 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。(経過措置あり) ◆平11厚令37第3条第3項</p> <p>□ 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。 ◆平24府条例27第3条</p> <p>□ 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ◆平11厚令37第3条第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる(経過措置)</p> <p>責任者等体制の有・無 研修等実施の有・無</p>
<p>第1の2 基本方針 <法第73条第1項></p>	<p>□ 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。 ◆平11厚令37第193条</p>	<p>適・否</p>	<p>特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか</p> <p>※点検月の利用者数 人</p>
<p>第1の3 暴力団の排除</p>	<p>□ 管理者及び従業者(利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。◆平24府条例27第4条</p> <p>□ 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。 ◆平24府条例27第4条</p>	<p>適・否</p>	
<p>第2 人員に関する基準 <法第74条第1項></p> <p>1 福祉用具専門相談員</p>	<p>□ 福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第4条第1項(注)に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ)の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。◆平11厚令37第194条第1項</p> <p>◎ 常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 ◆平11老企25第202(1)</p> <p>(注)福祉用具の選定に当たり、次のものから助言を受けて行わなければならない。 ◆施行令第4条第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保健師 ② 看護師 ③ 准看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 義肢装具士 ⑨ 京都府知事が指定するものにより行われる福祉用具専門相談員指定講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 	<p>適・否</p>	<p>常勤換算 人</p> <p>資格:</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>◎ 福祉用具貸与事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が、上記のいずれかに該当する者であることを確認する必要がある。◆平11老企25第3の十-1(1)①</p> <p>□ 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ◆平11厚令37第194条第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準第266条第1項 二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準第282条第1項 三 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準第208条第1項 <p>◎ 当該事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売の指定を併せて受ける場合であって、一体的に運営される場合は、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りる。◆平11老企25第3の十-1(1)③</p>		
2 管理者	<p>□ 専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ◆平11厚令37第195条 ◆平11老企25第3の十-0の1(2)</p>	適・否	氏名： 兼務する職： ※同一敷地内のみ兼務可
第3 設備に関する基準 <法第74条第2項> 1 区画	<p>□ 事業の運営を行うために必要な広さを有しているか。 ◆平11厚令37第196条第1項</p> <p>◎ 利用申込の受付、相談等に対応するために適切なスペースを確保すること。◆平11老企25第3の十-2(1)</p>	適・否	届出図面と変更ないか あれば変更届が必要
2 設備及び備品	<p>□ 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備、備品等を備えているか。ただし、第203条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業所に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。 ◆平11厚令37第196条第1項</p> <p>◎ それぞれの事業に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。◆平11老企25第3の十-2(2)</p> <p>□ 上記の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。 ◆平11厚令37第196条第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉用具の保管のために必要な設備 <ul style="list-style-type: none"> ア 清潔であること。 イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 ◎ 保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていること。 ◆平11老企25第3の十-2(3) ② 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。◆平11老企25第3の十-2(4) 	適・否	特に従業者が感染源とならないよう配慮
3 指定介護予防福祉用具貸与との	<p>□ 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与と事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第265条）の事業とが同一の</p>	適・	

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
兼用	事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第268条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとする事ができる。◆平11厚令37第196条第3項	否	
<p>第4 運営に関する基準 〈法第74条第2項〉</p> <p>1 内容及び 手続の説明 及び同意</p>	<p>□ 指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第200条に規定する運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ◆平11厚令37第8条第1項準用、平27老振発第0327第3号</p> <p>◎ 記載すべき事項は以下のとおり。 ア 運営規程の概要 イ 専門相談員の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制等 オ 減額利用料に関する規定（複数の福祉用具を貸与する際、通常の貸与価格を減額する場合）</p> <p>◎ 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文章の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法電磁的方法により提供することができる。 ◆平11厚令37第8条第2項準用</p> <p>□ 同意は書面によって確認しているか。（努力義務） ◆平11老企25第3の-3(2)準用</p>	適・否	<p>最新の重要事項説明書で内容確認 利用申込者の署名等があるもので現物確認 事故発生時の対応注意</p> <p>★苦情申立窓口に以下の記載の漏れがないか □通常の事業の実施地域に係る全ての区役所（健康長寿推進課） □国民健康保険団体連合会</p> <p>★運営規程と不整合ないか □職員の員数 □営業日・営業時間 □通常の事業実施地域 □利用料・その他費用</p>
2 提供拒否の禁止	<p>□ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。◆平11厚令37第9条準用 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。◆平11老企25第3の-3(3)準用</p> <p>◎ サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し、自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難な場合</p>	適・否	【事例の有・無】 あればその理由
3 サービス提供困難時の対応	<p>□ 通常の事業実施地域（当該事業者が通常的に当該サービスを提供する地域をいう。）、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第8条第24項）への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ◆平11厚令37第10条準用</p>	適・否	【地域外からの申込例の有・無】 その際の対応 （断った、応じた等）
4 受給資格等の確認	<p>□ 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 ◆平11厚令37第11条第1項準用</p> <p>□ 前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定福祉用具貸与を提供するよう努めているか。 ◆法73条第2項 平11厚令37第11条第2項準用</p>	適・否	<p>対処方法確認 （申込時にコピー等）</p> <p>【記載の有・無】 あれば当該事例の計画確認</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>□ 指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。◆平11厚令37第12条第1項準用</p> <p>□ 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定</p>	適・否	<p>【事例の有・無】 あればその際の対応内容</p> <p>【事例の有・無】 あればその際の対応内</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 ◆平11厚令37第12条第2項準用</p>		容
6 心身の状況等の把握	<p>□ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。◆平11厚令37第13条準用</p>	適・否	担当者会議参加状況（ ）やむをえず欠席する場合、意見照会に回答しているか
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>□ 指定福祉用具貸与を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（居宅介護支援事業者等）との密接な連携に努めているか。◆平11厚令37第14条第1項準用</p> <p>□ 指定福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ◆平11厚令37第14条第2項準用</p>	適・否	開始時の連携方法確認 終了事例での連携内容確認（文書で情報提供等）
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>□ 指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 ◆平11厚令37第15条準用</p>	適・否	【事例の有・無】あれば対応内容
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>□ 居宅サービス計画（施行規則第64条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しているか。◆平11厚令37第16条準用</p>	適・否	居宅サービス計画の入手を確認。作成のない事例あるか確認
10 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>□ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。◆平11厚令37第17条準用</p> <p>◎ サービスを追加する場合、当該サービスを法定代理受領として利用する場合には、支給限度額内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行うこと。 ◆平11老企25第3の-3(8)準用</p>	適・否	事業所の都合で計画変更を迫っていないか
11 身分を証する書類の携行	<p>□ 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ◆平11厚令37第18条準用</p> <p>□ 証書等には、事業所の名称、従業者の氏名の記載があるか（職能の記載、写真の貼付は努力義務）◆平11老企25第3の-3(9)準用</p>	適・否	実物を確認
12 サービスの提供の記録	<p>□ 指定福祉用具貸与を提供した際には、提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。◆平11厚令37第19条第1項準用</p> <p>□ 指定福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供しなければならない。◆平11厚令37第19条第2項準用</p> <p>◎ 記録すべき事項 ◆平11老企25第3の-3(10)準用</p> <p>ア サービスの提供日 イ 具体的なサービスの内容 ウ 利用者の心身の状況 エ その他必要な事項</p> <p>◎ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載</p>	適・否	個人記録確認 開示内容確認 希望によらず積極的に情報提供している場合はその提供方法

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>するなどの方法である。◆平11老企25第3の-3(10)②準用</p>		
<p>13 利用料等の受領</p>	<p>① 法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。◆平11厚令37第197条第1項</p> <p>◎ 指定福祉用具貸与事業者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。</p> <p>◆平11老企25第3の-3(1)①</p> <p>H27Q & A vol.1 問179 指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知(平11老企25第3の-3(1)①)では、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることとはならないことと示したものである。従って、特典(景品)供与・無償サービス等は社会通念上許容される範囲で行われるべきものである。</p> <p>② 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。◆平11厚令37第197条第2項</p> <p>◎ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。◆平11老企25第3の-3(11)②準用</p> <p>③ 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。◆平11厚令37第197条第3項</p> <p>ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>イ 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>◎ 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従業者やクレーン車が必要となる場合等を指す。</p> <p>保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。</p> <p>◆平11老企25第3の-3(1)③</p> <p>④ 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。◆平11厚令37第197条第4項</p> <p>※ 当該同意については、利用申込時の重要事項説明に際し、具体的なサービス内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認する方法が基本となるが、当該同意書に記載されていない費用を別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認すること。◆平12老振75、老健122連番</p> <p>⑤ あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。◆平11厚令37第197条第5項</p> <p>◎ 要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収していないか。◆平11老企25第3の-3(1)②</p> <p>◎ サービス提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、8の領収書を交付しているか。◆法第41条第8項</p> <p>◎ 領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、1の額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額に</p>	<p>適・否</p>	<p>領収証確認(原則1割、2割又は3割)負担の額となっているか)</p> <p>償還払の対象で10割徴収の例あるか確認</p> <p>【左記3アイの有・無】</p> <p>同意が確認できる文書等確認</p> <p>前払いか、毎月払いか</p> <p>口座引落や振込の場合</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ◆ 施行規則第65条</p>		<p>合、交付方法及び時期</p>
<p>13の2 複数の福祉用具を貸与する場の運用</p>	<p>□ 複数の福祉用具を貸与する場合、予め京都府知事に減額の規程を届け出るにより、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能である。 ◆平27老振発第0327第3号</p> <p>◎ 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方 ◆平27老振発第0327第3号1 複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することとなる。</p> <p>◎ 減額の対象となる福祉用具の範囲 ◆平27老振発第0327第3号2 減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができることとする。 例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。 ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器</p> <p>◎ 減額する際の利用料の設定方法 ◆平27老振発第0327第3号3 指定福祉用具貸与事業者等は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下「減額利用料」という。）を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。 従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。 なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。</p> <p>◎ 減額の規定の整備 ◆平27老振発第0327第3号4 指定基準等に規定するとおり運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。 指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規程を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規程を定め、京都府知事において規定する事業者の指定に関する要領等に沿った手続きが必要となる。</p> <p>◎ 減額利用料の算定等 ◆平27老振発第0327第3号5 月の途中において、本取扱いが適用される場合、あるいは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A（vol.2）」（平成15年6月30日事務連絡）で示している「途中でサービスの提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取扱いに準じることとする。</p> <p>◎ 利用者への説明 ◆平27老振発第0327第3号6 本運用を適用する場合、あるいは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。</p> <p>◎ 居宅介護支援事業者等への連絡 ◆平27老振発第0327第3号7 本取扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度額基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。</p>	<p>適・否</p>	<p>【事例の有・無】</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>□ 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。◆平11厚令37第199条第5号</p> <p>◎ 福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。◆平11老企25第3の十-3(3)④</p> <p>□ 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。◆平11厚令37第199条第6号</p> <p>◎ 利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うものとする。◆平11老企25第3の十-3(3)⑤</p> <p>※ 福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。 修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。◆平11老企25第3の十-3(3)①</p>		<p>由の確認</p> <p>サービス担当者会議の出席確認</p> <p>修理後の点検を専門相談員が行っているか</p>
<p>17 福祉用具貸与計画の作成</p>	<p>□ 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しているか。 特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しているか。◆平11厚令37第199条の2第1項</p> <p>◎ 福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他関係者間で共有すべき情報（指定福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。 なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。◆平11老企25第3の十-3(3)⑥ロ</p> <p><i>H24Q&A vol.1 問101</i> 計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等） ・ 福祉用具が必要な理由 ・ 福祉用具の利用目標 ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由 ・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等） <p>□ 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。◆平11厚令37第199条の2第2項</p> <p>◎ 福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合には、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。◆平11老企25第3の十-3(3)⑥ハ</p> <p>◎ 居宅サービス計画に基づきサービス提供している指定福祉用具貸与事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から福祉用具貸与計画の提供の求めがあった際には、協力するよう努めるものとする。◆平11厚令38第13条第12号</p> <p>□ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。◆平11厚令37第199条の2第3項</p> <p>□ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しているか。◆平11厚令37第199条の2第4項</p> <p>◎ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれて</p>	<p>適・否</p>	<p>計画の作成状況 ()件/全()件 ※全利用者作成しているか</p> <p>サービス担当者会議への出席状況及び会議内容の記録、計画への反映確認</p> <p>計画内容に左記項目が盛り込まれているか</p> <p>ケアプランの入手確認 必要な理由の確認</p> <p>ケアプランの内容と整合がとれているか ・長期目標の内容・期間 ・短期目標の内容・期間</p> <p>説明の方法確認</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>いる状況を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。◆平11老企25第3の十-3(3)⑥ニ</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っているか。◆平11厚令37第199条の2第5項</p> <p><input type="checkbox"/> 上記全ての規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。◆平11厚令37第199条の2第6項</p>		<p>同意は文書か</p> <p>交付したことの記録 →< 有・無 ></p> <p>計画見直しの頻度確認 区分変更のあったもの の見直し時期を確認</p>
<p>18 利用者に関する市町村への通知</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定福祉用具貸与を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。◆平11厚令37第26条準用</p> <p>① 正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適・否</p>	<p>【事例の有・無】 あれば記録確認</p>
<p>19 管理者の責務</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理者は、事業所の従業員の管理及び指定福祉用具貸与利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。◆平11厚令37第52条第1項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該事業所の従業員に、本主眼事項第4を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。◆平11厚令37第52条第2項準用</p>	<p>適・否</p>	<p>管理者が把握しているか</p>
<p>20 運営規程</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。◆平11厚令37第200条</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業員の職種、員数及び職務内容</p> <p>◎ 従業員の「員数」は日々変わらうものであるため、主眼事項第2の員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない(主眼事項第4の1の重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。)</p> <p>◆平11老企25第3の-3(19)①</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>◎ 「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。</p> <p>「利用料」としては、法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る利用料(1割、2割又は3割負担)、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準第197条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定する。◆平11老企25第3の十-3(4)①</p> <p>◎ 個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式(利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等)及び目録(居宅基準第204条第2項に規定する目録をいう。)に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものである。 ◆平11老企25第3の十-3(4)①</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>カ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>キ その他運営に関する重要事項</p> <p>◆平11老企25第3の十-3(4)①</p> <p>◎ 本主眼事項第4の25の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。◆平11老企25第3の十-3(4)②</p>	<p>適・否</p>	<p>変更ある場合、変更届が出されているか (人員のみなら4/1付)</p> <p>その他の費用は金額明示か(実費も可)</p> <p><input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域は実態に即しているか また、客観的に区域が特定された記載か</p> <p>★重要事項説明書と不整合ないか</p> <p><input type="checkbox"/> 職員の員数</p> <p><input type="checkbox"/> 営業日・営業時間</p> <p><input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域</p> <p><input type="checkbox"/> 利用料・その他費用</p>
<p>21 勤務体制の確保等</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者に対し適切な指定福祉用具を提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めているか。 ◆平11厚令37第101条第1項準用</p> <p>◎ 事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p>	<p>適・否</p>	<p>実際に使用されている勤務表で確認</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>◆平11老企25第3の十-3 (10) ㉔</p> <p>□ 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。◆平11厚令37第101条第2項準用 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>◎ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。 なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅基準第203条第3項の規定に留意すること。 ◆平11老企25第3の十-3 (10) ㉑</p> <p>□ 適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ◆平11厚令37第101条第4項</p> <p>◎ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（「パワーハラスメント指針」令和2年厚生労働省告示第5号。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>□ 事業主が講じることが望ましい取組について 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ◆平11老企25第3の十-3 (21) ㉑準用</p>		<p>ハラスメント対策の実施【有・無】</p> <p>中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項）</p> <p>カスタマーハラスメント対策の実施【有・無】</p>
<p>22 業務継続計画の策定等</p>	<p>□ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。（経過措置あり） ◆平11厚令37第30条の2第1項準用</p> <p>□ 福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するととも</p>	<p>適・否</p>	<p>業務継続計画の有・無 令和6年3月31日までは努力義務となる（経過措置）</p> <p>周知の方法</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>に、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ◆平11厚令37第30条の2第2項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。◆平11厚令37第30条の2第3項準用</p> <p>◎ 業務継続計画の策定等</p> <p>① 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>④ 訓練（シミュレーション）においては、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。◆平11老企25第3の3の(7)準用</p>		<p>見直しの頻度</p> <p>左記の必要な項目が網羅されているか</p> <p>各項目の記載内容について「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」参照</p> <p>研修の開催 年1回以上必要 実施日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修の有無【有・無】</p> <p>訓練の実施 年1回以上必要 実施日 年 月 日</p>
<p>23 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等</p>	<p><input type="checkbox"/> 福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しているか。◆平11厚令37第201条第1項、-</p> <p>◎ 福祉用具専門相談員は常に最新の専門知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。平11老企25第3の1-3(6)①</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。◆平11厚令37第201条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>研修受講状況：</p>
<p>24 福祉用具の取扱種目</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。 ◆平11厚令37第202条</p>	<p>適・否</p>	
<p>25 衛生管理等</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。◆平11厚令37第203条第1項</p>	<p>適・</p>	<p>従業員健康診断の扱い</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>② 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。◆ <small>平11厚令37第203条第2項</small></p> <p>◎ 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法で消毒を行うこと。◆<small>平11老企25第3の十-3(7)①</small></p> <p>◎ なお、自動排泄処理装置等を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。 <small>◆平11老企25第3の十-3(7)①</small></p> <p>③ 前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。◆<small>平11厚令37第203条第3項</small></p> <p>◎ 委託する場合には、委託契約（同一法人が運営する他の事業所に業務を行わせる場合は業務規程等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。◆<small>平11老企25第3の十-3(7)②</small></p> <p>ア 当該委託等の範囲 イ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ 受託者等の従業者により当該委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを事業者が定期的に確認する旨 エ 事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ◎ 指示は文書により行わなければならない。 <small>◆平11老企25第3の十-3(7)④</small></p> <p>オ 事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるようエの指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 カ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>④ 前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 <small>◆平11厚令37第203条第4項</small></p> <p>◎ 前項ウ及びオの確認の結果を記録すること。◆<small>平11老企25第3の十-3(7)③</small></p> <p>⑤ 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。 <small>◆平11厚令37第203条第5項</small></p> <p>⑥ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。（経過措置あり） <small>◆平11厚令37第203条第6項</small></p> <p>一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 福祉用具専門相談員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p> <p>◎ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。◆<small>平11老企25第3の二の3の(8)準用</small></p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責</p>	<p>否</p>	<p>利用者変更時に分解洗浄、消毒等を行っているか</p> <p>【委託の有・無】</p> <p>契約書内容に左記ア～キの記載があるか</p> <p>左記エの指示の有・無 （有の場合、文書であるか）</p> <p>当該義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p> <p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 おおむね6月に1回開催が必要</p> <p>開催日 年 月 日 年 月 日</p> <p>感染対策担当者名 _____</p> <p>テレビ電話装置等を活</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておく必要がある。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>なお、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>□ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。</p> <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。</p>		<p>用して行う際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>指針の有・無</p> <p>研修及び訓練の開催 年1回以上必要</p> <p>開催日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修の有無 【有・無】</p>
<p>26 掲示及び目録の備え付け</p>	<p>□ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆平11厚令37第204条第1項</p> <p>□ 前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。◆平11厚令37第204条第2項</p> <p>□ 利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。◆平11厚令37第204条第3項</p>	<p>適・否</p>	<p>□ 掲示でない場合は代替方法を確認</p> <p>□ 苦情対応方法も掲示されているか(窓口として関係区役所・国保連の記載あるか)</p>
<p>27 秘密保持等</p>	<p>□ 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◆平11厚令37第33条第1項準用</p> <p>□ 当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。◆平11厚令37第33条第2項準用</p> <p>◎ 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。◆平11老企25第30-3(25)②準用</p> <p>※ 予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。</p>	<p>適・否</p>	<p>従業者への周知方法 就業規則等確認</p> <p>事業所の措置内容</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>□ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。◆平11厚令37第33条第3項準用</p> <p>◎ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。◆平11老企25第30-3(25)③準用</p>		同意文書確認
28 広告	<p>□ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。◆平11厚令37第34条準用</p>	適・否	【広告の有・無】 あれば内容確認
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>□ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。◆平11厚令37第35条準用</p>	適・否	
30 苦情処理	<p>□ 提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。◆平11厚令37第36条第1項準用</p> <p>◎ 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。◆平11老企25第30-3(28)①準用</p> <p>□ 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。◆平11厚令37第36条第2項準用</p> <p>◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。平11老企25第30-3(28)②準用</p> <p>□ 提供した指定福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平11厚令37第36条第3項準用</p> <p>□ 市町村からの求めがあった場合には前項の改善の内容を市町村に報告しているか。◆平11厚令37第36条第4項準用</p> <p>□ 提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行うが行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平11厚令37第36条第5項準用</p> <p>□ 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告しているか。◆平11厚令37第36条第6項準用</p>	適・否	<p>【マニュアルの有・無】 一次窓口及び担当者名 ()</p> <p>【事例の有・無】 あれば処理結果確認</p> <p>事例確認</p> <p>事例確認</p>
31 地域との連携等	<p>□ その運営に当たっては、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。◆平11厚令37第36条の2第1項準用</p> <p>◎ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。◆平11老企25第30-3(29)準用</p> <p>□ 指定福祉用具貸与事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めているか。◆平11厚令37第36条の2第2項準用</p>	適・否	事例確認

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
<p>32 事故発生時の対応</p>	<p>□ 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ◆平11厚令37第37条第1項準用</p> <p>◎ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。◆平11老企25第3の-3(30)準用</p> <p>◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。◆平11老企25第3の-3(30)準用</p> <p>□ 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。◆平11厚令37第37条第2項準用</p> <p>□ 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ◆平11厚令37第37条第3項準用</p> <p>◎ 損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。 ◆平11老企25第3の-3(30)準用</p>	<p>適・否</p>	<p>【マニュアルの有・無】</p> <p>従業員への周知方法</p> <p>事例確認 事例分析しているか</p> <p>ヒヤリハットの有・無</p> <p>賠償保険加入の有・無 保険名：</p>
<p>33 虐待の防止</p>	<p>□ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。(経過措置あり) ◆平11厚令37第37条の2</p> <p>一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>◎実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。</p> <p>・虐待の未然防止 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。</p> <p>・虐待等の早期発見 事業所の従業員は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。</p> <p>・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、市町村の窓口への通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号) 虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>一方、その性質上、一概に従業員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。</p> <p>なお、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業員に周知徹底を図る必要がある。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる(経過措置)</p> <p>虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無 【有・無】</p> <p>テレビ電話装置等を活用して行う際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p> <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための指針の整備に関すること <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること <input type="checkbox"/> 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること <input type="checkbox"/> 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること <input type="checkbox"/> 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針(第2号) 次のような項目を盛り込むこととする。 <input type="checkbox"/> 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/> 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 <input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用支援に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 <input type="checkbox"/> 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 <input type="checkbox"/> その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業員に対する研修(第3号) 従業員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号) 専任の担当者を置くことが必要であり、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。 ◆平11老企25第3の1の3の(31) 準用 </p>		<p>こと。</p> <p>虐待の防止のための指針の有無 【有・無】</p> <p>虐待の防止のための研修 年1回以上必要 年 月 日</p> <p>新規採用時の虐待の防止のための研修の有無 【有・無】</p> <p>担当者名【 】</p>
<p>34 会計の区分</p>	<p> <input type="checkbox"/> 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。◆平11厚令37第38条準用 <input type="checkbox"/> 具体的な会計処理の方法については、「介護保険給付対象事業における会計の区分について」(平成13年老振発第18号)に沿って適切に行われているか。◆平13老振18 </p>	<p>適・否</p>	
<p>35 記録の整備</p>	<p> <input type="checkbox"/> 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ◆平11厚令37第204条の2第1項 <input type="checkbox"/> 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ◆平11厚令37第104条の2第2項、平11老企25第3の十一(9)、 ア 福祉用具貸与計画 イ 本主眼事項第4の12の提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 本主眼事項第4の25の4の結果等の記録及び3エの指示の文書 エ 本主眼事項第4の18の市町村への通知に係る記録 オ 本主眼事項第4の30の苦情の内容等の記録 カ 本主眼事項第4の32の事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 </p>	<p>適・否</p>	<p>誤った請求があったときに5年間遡って点検することになるため、左記記録を5年間保存すること。</p>
<p>36 電磁的記録等</p>	<p> <input type="checkbox"/> 作成、保存 その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(主眼事項第4の4及び4の12並びに次項に規定するものを除く)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式 </p>	<p>適・否</p>	

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。◆平11厚令37第217条第1項</p> <p>◎ 電磁的記録について ◆平11老企25第5の1</p> <p>(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(3) その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。</p> <p>(4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>□ 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>◆平11厚令37第217条第2項</p> <p>◎ 電磁的方法について ◆平11老企25第5の2</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、電子署名を活用することが望ましいこと。</p> <p>(4) その他、電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅基準等により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		<p>「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p>
<p>第5 変更の届出等 <法第75条></p>	<p>□ 事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を京都府知事に届け出ているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い <法第41条第4項></p> <p>1 基本的事項</p>	<p>□ 事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。◆平12厚告19の一</p> <p>□ 事業に要する費用の額は、平成27年厚労省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。◆平12厚告19の二</p> <p>※ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。</p> <p>□ 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。◆平12厚告19の三</p>	<p>適・否</p>	<p>1 単位：10 円</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
<p>2 福祉用具貸与費の単位数の算定</p>	<p>□ 事業所において、指定福祉用具貸与を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）としているか。</p> <p>ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準（注）を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。◆平12厚告19別表11</p> <p>注 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準 ◆平30厚労告80 福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。</p> <p>H18Q&A Vol.2 問44 福祉用具貸与費の算定における状態像は、認定調査における基本調査の結果を活用して客観的に判定することとしており、ケアマネ及び保険者の判断により支給することは認められない。 なお、車椅子、移動用リフトの一部（段差解消機）では、該当する基本調査結果がないため、サービス担当者会議等の結果で判断する場合があります。</p>	<p>適・否</p>	<p>月途中での開始及び中止の場合には日割計算となる ただし、当分の間、半月単位での計算も可 いずれの場合も算定方法を運営規程に記載する</p>
<p>3 搬出入に要する費用の取扱い</p>	<p>□ 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとして取り扱っているか。</p> <p>ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合には、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合計したものをいう。以下同じ。）に相当する額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。 ◆平12厚告19別表11注1、平24厚告120</p> <p>◎ 事業所が離島等に所在する場合における交通費の取扱い</p> <p>① 交通費の算出方法について 「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法（航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級）による交通費とすることを基本として、実費（空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料））を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。 ◆平12老企36第2の9(1)①</p> <p>② 交通費の価格体系の設定等について 指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくものとする。 なお、指定福祉用具貸与事業者は、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収書等）を保管し、利用者に対するサービスの提供に関する記録として保存するものとする。◆平12老企36第2の9(1)②</p> <p>③ 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の100分の100に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該100分の100に相当する額に満たな</p>	<p>適・否</p>	

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>いときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にすること。 ◆平12老企36第2の9(1)③</p>		
<p>4 中山間地域等小規模事業所加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合する事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。 ◆平12厚告19別表11注2、平21厚告83-</p> <p>注 厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平27厚告96第25号 1月当たり実利用者数が15人以下の指定福祉用具貸与事業所であること。</p> <p>◎ 事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱い ① 本主眼事項第6の3「搬出入に要する費用の取扱い」の◎の①及び②を参照。◆平12老企36第2の9(1)①、② ② 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の3分の2に相当する額を限度として加算できるものとする。 この場合において、交通費の額が当該3分の2に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にすること。 なお、実利用者数とは前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。また、当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。◆平12老企36第2の9(1)④</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】 該当地域に事業所あるか</p> <p>1月当たり実利用者数 人</p> <p>毎月ごとの記録確認</p> <p>同意状況確認</p>
<p>5 中山間地域等サービス提供加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。 ◆平12厚告19別表11注3、平21厚告83二</p> <p>◎ 事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱い ① 本主眼事項第6の3「搬出入に要する費用の取扱い」の◎の①及び②を参照。◆平12老企36第2の9(1)①、② ② 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の3分の1に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該3分の1に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。なお、当該加算を算定する利用者については、本主眼事項第4の13㉓に示す交通費の支払いを受けることはできないこととする。 ◆平12老企36第2の9(1)⑤</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】 該当地域に居住しているか</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>H21Q&A Vol.1 問13 (月の途中において、転居等により中山間地域等かつ通常の事業の実施地域内からそれ以外の地域(又はその逆)に居住地が変わった場合、実際に中山間地域等かつ通常の実施地域外に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となるのか。あるいは、当該月の全てのサービス提供分が加算の対象となるのか。) 該当期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。</p>		
<p>6 軽度者に対する貸与</p>	<p>□ 要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平11厚告93)第1項に規定する車いす、第2項に規定する車いす付属品、第3項に規定する特殊寝台、第4項に規定する特殊寝台付属品、第5項に規定する床ずれ防止用具、第6項に規定する体位変換器、第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合に、福祉用具貸与費を算定していないか。また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、第13項に規定する自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)(※)に係る指定福祉用具貸与を行った場合に、福祉用具貸与費を算定していないか。 ただし、別に厚生労働大臣が定める者(注)に対する場合については、この限りでない。◆平12厚告19別表11注4</p> <p>※ 自動排泄処理装置の定義の内容は次のとおり(平11厚告93号13)尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの)を除く。)</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める者等 ◆平27厚告94第31号 イ 次に掲げる福祉用具貸与の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者 (1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者 (-) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者 (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者 (-) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者 (3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者 (4) 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者 (-) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者 (5) 移動用リフト(つり具の部分を除く) 次のいずれかに該当する者 (-) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移動が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 (6) 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者 (-) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者</p> <p>◎ 要介護1の者(以下「軽度者」という。)に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」及び「自動排泄処理装置」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。 また、「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護</p>	<p>適・否</p>	<p>【事例の有・無】 有の場合、該当項目確認</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>3の者に対しては、原則として算定できない。 しかしながら、上記注イで定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護1、「自動排泄処理装置」にあっては要介護1～3）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。◆平12老企36第2の9(2)①</p> <p>ア 原則として「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平12老企36）（以下「留意事項通知」という。）の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平11厚告91）別表第1の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。</p> <p>イ ただし、アの（二）「日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。</p> <p>ウ また、アにかかわらず、次のiからiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。</p> <p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に本主眼事項第6の6「軽度者に対する貸与」の注イに該当する者 （例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）</p> <p>ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに本主眼事項第6の6「軽度者に対する貸与」の注イに該当することが確実に見込まれる者 （例 がん末期の急速な状態悪化）</p> <p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から本主眼事項第6の6「軽度者に対する貸与」の注イに該当すると判断できる者 （例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）</p> <p>注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。</p> <p>◎ 基本調査結果による判断の方法 ◆平12老企36第2の9(2)② 軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、留意事項通知の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。</p>		<p>基本調査結果確認</p> <p>介護支援専門員の判断結果を確認</p> <p>必要に応じて随時の見直しが出来ているか</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考																					
	<p>ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第1の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。</p> <p>イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。</p> <p>「留意事項通知」の表</p> <table border="1" data-bbox="406 526 1088 1608"> <thead> <tr> <th>対象外種目</th> <th>厚生労働大臣が定める者のイ</th> <th>厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 車いす及び車いす付属品</td> <td>次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者</td> <td>基本調査1-7 「3. できない」 -</td> </tr> <tr> <td>イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品</td> <td>次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者</td> <td>基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」</td> </tr> <tr> <td>ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器</td> <td>日常的に寝返りが困難な者</td> <td>基本調査1-3 「3. できない」</td> </tr> <tr> <td>エ 認知症老人徘徊感知機器</td> <td>次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者</td> <td>基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2から3-7のいずれかが 「2. できない」 又は、基本調査3-8から4-15のいずれかが 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外</td> </tr> <tr> <td>オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）</td> <td>次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者</td> <td>基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 -</td> </tr> <tr> <td>カ 自動排泄処理装置</td> <td>次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者</td> <td>基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」</td> </tr> </tbody> </table>	対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果	ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 -	イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」	ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」	エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2から3-7のいずれかが 「2. できない」 又は、基本調査3-8から4-15のいずれかが 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外	オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 -	カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」		<p>居宅介護支援事業所から認定調査票（該当部）の内容が確認できる文書を入手しているか。</p>
対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果																						
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 -																						
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」																						
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」																						
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2から3-7のいずれかが 「2. できない」 又は、基本調査3-8から4-15のいずれかが 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外																						
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 -																						
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」																						
<p>7 サービス種類相互の算定関係</p>	<p>□ 特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費を算定していないか。◆平12厚告19別表11注5</p> <p>◎ 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者については算定が可能である。◆平12老企36第2の1(2)</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>																					